

京都市教育委員会告示第2号

次に掲げる京都市指定有形文化財は、文化財保護法第27条第1項の規定による重要文化財の指定を受けたことから、京都市文化財保護条例第7条第2項の規定により平成28年2月9日付けで京都市指定有形文化財の指定が解除されたため、同条例第7条第3項の規定において準用する同条例第6条第3項の規定により告示します。

平成28年4月8日

京都市教育委員会

建造物

名 称	数	指定告示
養源院 奏者所 内仏の間	2棟	平成3年4月1日京都市教育委員会告示第2号

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)